

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学教育学部教員選考規則第1条第2項及び第3項並びに国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程第4条の2の規定に基づき、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第3項に定める専任教員又は特任教員（専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年3月31日文部科学省告示第53号）第2条第2項に該当する者をいう。以下同じ。）である和歌山大学教職大学院実務家教員候補者（以下「候補者」という。）の選考手続きに関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 候補者の選考は、別に定める和歌山大学教職大学院実務家教員選考基準に基づき、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）が行う。

(選考の開始)

第3条 教育学部長（以下「学部長」という。）は、教職大学院から実務家教員の採用の申し出があったとき、教育学部人事協議会（以下「人事協議会」という。）に発議し、協議の結果を教育学部教授会（以下「教授会」という。）に諮る。

2 学部長は、教授会で実務家教員の採用が承認されたときは、教員の採用案として教員組織運営委員会あてに提出する。

(人事交流による専任教員の選考手続き)

第4条 人事交流による専任教員の採用について、教員組織運営委員会の承認が得られた場合、候補者の選考は、次の手順で行う。

(1) 学部長は、教職大学院及び和歌山県・和歌山市教育委員会等の関係教育機関との協議を通して選考を行い、適格者を選出する。

(2) 学部長は、前号で選出した適格者を採用候補者として教員組織運営委員会に推薦する。

(特任教員の選考手続き)

第5条 公立学校の校長等の経験を有する特任教員の採用について、教員組織運営委員会の承認が得られた場合、候補者の選考は、次の手順で行う。

(1) 学部長は、和歌山県・和歌山市内の公立学校の校長を定年退職した者若しくは定年退職予定の者で、教職大学院での勤務を希望する者の中から、当該教職大学院との協議を通して選考を行い、適格者を選出する。

(2) 学部長は、前号で選出した適格者を採用候補者として教員組織運営委員会に推薦する。

第6条 前条に定める場合を除く特任教員の採用について、教員組織運営委員会の承認が得られた場合、候補者の選考は、次の手順で行う。

(1) 教員組織運営委員会から採用に関する選考委員会の委員の推薦を求められた場合、学部長は教職大学院と相談のうえ、同委員を推薦する。

(2) 学部長は、選考委員会から候補者の選考結果の回付を受けたときは、人事協議会又は教職大学院に意見を聴くことができる。

(その他)

教職大学院実務家教員選考規程

第7条 この規程に定めるもののほか、実務家教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月19日から施行し、平成27年1月9日から適用する。

附 則（平成30年7月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2085号）

この改正規程は、平成30年7月27日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2244号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。